

#### 第4回九段小学校・幼稚園施設整備検討協議会 議事録（要約）

日 時：平成24年12月10日

午後6時30分～8時35分

場 所：九段小学校・幼稚園 3階図書室

出欠状況：出席委員19名 欠席委員4名

事務局：子ども施設課・パシフィックコンサルタンツ

オブザーバー：麴町出張所長・富士見出張所長

池田副会長： 定刻になりました。今日は田中会長が体調不良で欠席のため、代わりに私、池田が司会をさせていただきたいと思います。本日は、本当にお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。これより第4回九段小学校・幼稚園施設整備検討協議会を開会したいと思います。

開会に先立ちまして、渋谷委員がご都合により欠席とのご連絡を受けております。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

辰島課長： 本日は、安全・安心な校舎及び教育環境整備の中間まとめということで、今までご協議いただいた内容を踏まえまして、中間のまとめと題しまして、これまで計3回の協議会における資料ですとかご意見をとりまとめた資料をご用意させていただいております。第1回の協議会の中でお示したとおり、来年2月に最終のとりまとめが行われる形を目指してご協議いただければと考えてございます。

また、委員の皆様におかれましては、この九段小学校・幼稚園の整備が終了するまでが任期となっておりますので、重ねてよろしくをお願いいたします。

資料の説明につきましては、技術的な調査を実施しましたパシフィックコンサルタンツより説明していただきたいと思います。

PCKK： （資料に基づき説明）

池田副会長： ただいま事務局よりご説明がございましたが、今回は中間のまとめということですので、今後の整備スケジュールを進めるに当たりまして、委員さんの質問やご意見をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

南委員： 私たちはPTAの代表としてきており、議事録が2カ月たってもホームページ上で公開されていないということでは、保護者の皆さんに議事の内容をリアルタイムで見てもらって、意見を集約してここに来ることが難しいです。

保護者の皆さんに意見を募っていませんので、言うべき内容が持てないです。議事録というのは次の協議会の2、3週間前には出していただきたいと思いません。

それと、第3回の協議会議事録の最後のところに、建築家協会からの要望書を受け取ったときに、辰島課長さんが、何とおっしゃったのか曖昧かもしれないのですが、「保護者のほうから教育を求める強い声がありますというふうに申し伝えております」というような一言が入っておりました。ほかの地域の方や同窓会の方もいろいろ意見を言われている中で、保護者の意見だけを建築家協会の方にお伝えするというのはどういう意図があったのかなと疑問に思いました。お伝えするならば、協議会の議事の内容をお伝えするべきであって、保護者の意見はこうですというのを取り立てて言うのはなぜなのかなという疑問がありました。

保護者の中には、以前、約8割が復元的保存支持というふうに申し上げましたが、やはり2割の方は全面的保存を支持しております。どの方もみんな九段をよくしようと思って意見を出してくださっています。その中の大多数だからといって8割を出す。私たちは2割の方の意見を無視してここで言うことについて悩まない日はないですね。その中で、私たちは一人一人の方にどういうお気持ちなのかを聞きながら、でもやっぱり議論を進めないといけない。前に向いて進めないといけないと思いますので、私たちの委員としての立場や、集約意見についてのご理解を一人一人にお願いしているような段階で、まだ第3回の協議会の前に課長さんのほうから保護者の意見はこうなのということですということが建築家協会の方に言われているということについて非常に違和感を持ちました。

もう1つ、建築家協会さんからの要望書を読んで、私たちはどちらの案も保存活用について話し合っているのに、あえて保存を要望してくるのかなということについて1つ疑問を持ちました。これはパシフィックさんにお答えいただきたいと思うのですが、建築の専門家から見て、復元的保存案というのは保存ということによろしいのでしょうか。

PCKK : 保存の1つのやり方だと思っています。全くそのものを残すわけではなくて、一部残すとか、面影を残すというのも保存の1つの手法だと思います。

南委員 : 面影が残っている、残っていないというのは、受け取った側の主観ということによろしいのでしょうか。

PCKK : そうですね。それを評価する手法というのは、明確な指標がないので、それは皆さんの考えや、それを見る方の意見になります。

南委員 : 東京駅と並べて、ここも復元的保存というふうに話されているので、大正時代の建物がそのまま立ち上がってくると思っている方も中にはいらっしゃる

います。その方には、それはちょっと違うんですよというふうに申し上げたりするのですが、聞いてこない方は誤解したままだったりするかもしれないので、言葉の使い方がちょっとどうかというのがあります。

保科委員：前半の2つは私から回答でよろしいですか。1点目の議事録につきましては大変申し訳ございませんでした。これにつきましては、前回は2カ月あいてしまいましたので、もう少し早く郵送で確認をさせていただき、確認が取れた段階でアップする形になるようにしたいと思います。

2点目の建築家協会さんの件ですが、実は私ども、直接建築家協会さんから説明を聞いて、要望書を受け取っておりません。前回申し上げたのは、会議録を読ませていただきますと、「保護者等の会においても子どもの良好な教育環境の整備を第一に考えてほしい」という言い方で、保護者だけがそう言っているという言い回しになっておりません。もし言葉の使い方が誤解を招くようであれば、保護者だけの意見という趣旨で申し上げたわけではございません。あくまでも過去3回の協議会の中での議論が、やはり安全・安心を第一に考えましょう。それから、子どもの教育環境ですね。今日も来るとき、廊下がかなり寒かったと思われま。こんな寒い学校は他にはないんですけども、そういう教育環境を考える。その2点が重要な議論の中心点だと認識しております。そこは重々承知しております。

それから、3点目の「復元」という言葉ですが、これは言葉の使い方の問題で、例えば私どもは「復元」という言葉を使っていますが、東京駅は「復原」です。言葉の定義がすごく難しいですが、一応私どものほうで2案を作ったときは、定義を書かせていただきました。

全面的保存案は「校舎棟は既存利用し、体育館棟は敷地外のプールと合わせて全面改築する。」復元的保存案は「外観は建設当時のイメージを継承しつつ、校舎棟、体育館棟合わせて全面改築する。」これがその定義です。今日以降で結構ですので、当初申し上げた全面的保存と復元的保存の定義は、私どもはこういう定義で捉えているということをご理解いただきたいと思います。

池田副会長：一般的に言うと、復元のほうは、外観は残して、中は全面的に改修するということですね。

保科委員：復元のほうは外観だけ残すのではなくて、イメージだけ残す。建物そのものは全面改築します。

池田副会長：全部壊してしまう？ イメージだけ残す？

保科委員：はい。一旦解体します。

木田委員：今の点ですが、我々から見るとものすごく紛らわしい。この間も、会長さんも間違っていたんじゃないかな。東京駅と同じように解釈している。東京駅はわかるけれど、復元と復原がどれだけ違うかというのは、国語的によく

わからないですね。その後に保存がつくんです。保存は何ですか。保存というのはやっぱり保存でしょう。イメージが保存という解釈というのは到底できないでしょう。

だから非常に誤解が生じやすいので、そういう言葉ではなくて、我々が理解できるような言葉で説明してあげないと、意見を交わす場合に難しくなる。東京駅は復原して改修している。復原は3階を復原している。1階、2階は改修して、100年もつように努力してあれは建ったわけです。だから、改修というほうが東京駅もわかりやすいのですが、そうじゃなかったような気がします。

復元的保存というのは、この建物を全く取り壊して新築するというので、イメージの問題があるともっと難しく、私から見たら何の復元も保存のイメージもない。壊して建て直した。逆に言えば、悪い言い方をすればですが、似通った絵を描いて誤解を生じさせるように持っていつているとしか思えないぐらいの案だということですね。

保科委員：確かに言葉の定義ですから、東京駅もそうなのですが、いろんな言い方があります。1回目の資料で、外観だけ保存したものを、どなたかが「はりぼて建築」とおっしゃいましたが、あれはファサード保存と言っていますが、事実上は新築です。

今東京駅の話がありました。私が知っている限りでは、煉瓦を中国かどこかで焼き直しているの新しい部材を使っているんですね。3階部分は空襲で焼け落ちてしまいましたので、元の形に戻しただけで、全面新築です。しかも基礎は松杭が入っていたので、松杭を全部抜いて、何百億かけて作り直して免震構造にしています。事実上は新築と言ってもいい作り替えになっています。北側のドームに入ると、きれいになっていて、LEDのテレビが付いていたり、作ったときの姿ではなく、いわゆる超近代的な造りになっています。あれも「復原」という言い方をしています。

確におっしゃるとおり言い方は難しいのですが、当初私どもが作らせていただいた資料は、先ほど申し上げた定義になっています。この建物は現行3階ですが、3階のままだと必要な教室等が入らないということで4階建てにさせていただいています。そこが違うところで、極端な話を言えば、この形のとおり作り直すことも、技術上は可能です。ただ、部材を新築にしてしまうということ。そこが大きな違いですね。

木田委員：東京駅とは違うわけですね。東京駅は足りないものを足した。

保科委員：そうです。東京駅はまさに「復原」ですから、もとに極力戻そうということで、部材も含めて作り直している。ただ、基礎部分とか見えないところは、事実上、新築です。

ジャパンポスト、郵便局があったところは、外壁だけくっついていますが、後ろに建っている建物は超高層ビルに全面新築しています。銀行協会は外だけ張り付け、中は全部新築です。そこをどういう定義で言うかというのは非常に難しいわけです。

木田委員 : 今のお話だと、改修か改築かを選ぶときに、改築のほうは部分的に残すという案も入っていますか。

保科委員 : それはあると思います。部分的に残すというのは、例えば銀行協会さんは、多分外壁をカッターか何かで研ったんでしょうね。

木田委員 : 切って貼ったんでしょうね。

保科委員 : これは今後の議論になりますが、この建物の中でどうしてもここは象徴的なところだということがあれば、その部分はあえて解体せずにそのまま残すということも工法としては可能です。ただ、工事費等々の問題とか、あと、建物全体が中性化しているということですので、構造部材等に使うことは難しいかもしれませんが、一部をカッターのようなもので切ってしまうことは可能だと思います。

木田委員 : それは改築のほうに入るんですか。

保科委員 : そうですね。私どもの定義で言うと復元的保存になります。ただ、窓枠も含めて、その後も改修されてしまっています。多分当初は鉄ですよ。スチールサッシだったものがアルミサッシになってしまって、恐らく当初とはかなりイメージが変わってしまっている。あと、建物の外壁の色も、当初は白亜の校舎だったと伺っています。写真が白黒しか残っていないのでよくわかりませんが。

杉田委員 : 僕らのころは茶色っぽかったですよ。ただ、今のようなビニール仕上げではなく、もっとざらざらな建物でした。それを戦後、白っぽい色にしちゃったんです。

保科委員 : これも今後の議論ですが、外壁の色はどのような色がいいのか、これもこの協議会の中でご議論いただければいいと思います。

木田委員 : 第 1 回目にまだ討議する段階ではないというようなことを言いましたけれど、今回もその気持ちはまだ同じなのですが、後ろのほうに歴史的な形のことを今回入れていただいたということで少し気持ちが変わってきていますが。

これは私の感覚ですが、説明の内容が改修という形の話がほとんど出てこないで、改築しなくてはならないというような流れに 1 回目からずっと聞こえるんです。改修は駄目で、改築なんですという説明方法になるから話の中で誤解を生じやすくて。

我々は改修でずっと来たが、突如として改築の案が出てきたという形だから、もう少し両方を対比した説明の方法。

内容について言うと、この中でまだ欠落しているのは、中性化しているということですね。資料を見て、それは理解しています。ところが、片手落ちだと思っているのは、コンクリート強度について何で最初から言わないのか。コンクリート強度は86年たってもほとんど驚くべき強度を持っています。中性化についてですともものすごく丁寧に書いていますが、コンクリート強度をなぜ主張しない。私がちょっと疑うのは、改修じゃなくて、改築のほうを言いたいがための資料が作られているというような感覚を受けるので、もう少しその辺のところを気をつけていただきたい。

それから、改築のほうは全部なくなってしまうからわかります。改修のほうになると、非常に歴史的な価値があるということ。区が何でまちづくり重要文化財にしたのか、その基準がわからない。区だって評価しているのだろうと。国、経産省だって近代化遺産。なぜ近代化遺産になったのだろうか、そういうことがわからないで、それから建築学会の資料でも有形文化財的な建物だと言っている。それでは、それを1つ1つ、どういう重要性がある建物かということの説明してもらったほうがいいのではないかと。端的に言えば、そう言っている人たちにここに来てもらって、みんなが聞いて、じゃあ100年もつのか、あのデータがどうかということをいろいろ聞きたい。

それから、改築のほうであれば、パシコンさんがおられるから、パシコンさんがその人たちと一緒に話合ってもらいたいし。パシコンさんのほうは、今は基礎調査であるならば、建築学会のほうの改築派の人を連れてくればいいし。そういうことで我々はもっと勉強したい。そういうのがないと、改修か改築かどちらですかと言われても、怖くて話をできない。改築ということは、歴史的価値を壊してしまう。あと絶対戻ってこないから、改修のほうがどちらかという安全だけれど、改築となってしまうと、ほとんど自信ないですね。私が提案するのであるなら、両方で話し合っているというような形を作っていただきたいというのが私の考え方です。

保科委員 : まずコンクリの強度ですが、1回目の資料で、コンクリの圧縮強度、これは大正15年の設計値が $F_c=20.6\text{N/mm}^2$ という設計時点の強度を確保しています。今は、コンクリートそのものの強度が当時の設計強度に比べて上がっているのです。

木田委員 : それは、聞きました。あの出ている数値は全部合っています。1つだけがギリギリですが。そのほかのやつは1.2倍とは言わないけれど、1.5倍とか出ていて、かなり驚くべき数字であると。

保科委員 : 一応 $20.6\text{N/mm}^2$ 、これは確保しているということです。パシフィックコンサルタンツさんのほうで調査をしていただいたときに、問題になるのが中性化だということです。もともとコンクリートというのはアルカリ性で、アルカ

り性だから鉄筋が錆びない状況で維持されるわけです。中性化が進むというのは、酸性になれば当然鉄筋そのものが腐食してしまいますので。これが大きな問題で、中性化が進行してしまっています。これは最後にご説明しますが、2年前の調査と比べても実は進行しています。そういうことでやや記述が中性化のところに偏ったというふうにも思われるのであれば、それは誤解ですので、そういう意味ではございません。

それから、重要物件の話ですが、まず区の景観まちづくり重要物件の指定を受けています。これにつきましては、いわゆる緩い指定です。例えば国で言う国宝とか重要文化財のように壊せなくなってしまうというものではありません。区として指定をさせていただく。当然所有者の同意のもとにさせていただいています。だからと言って、国宝、重文みたいに取り壊しができない、そういう足かせ手かせがはまるというものではございません。

それから、近代化遺産、ここに個々の遺産を取り上げる際の考え方というのがあるのですが、それを読ませていただきますと、近代化遺産の場合は、建造物はもとより、画期的な製造品及び当該製造品の製造に用いられた設備機器、これらの過程を物語る文書など、産業近代化に係る多様な物件を対象とする。また、これらの復元物や模型も対象とする。ですから、そのものでなくてもいいということです。非常に緩い指定です。これを受けることによって何か補助金が出るとか、今後の増改築に支障が出るとかいうものは一切ございません。

こういう文書の中に九段小学校と入っているだけです。近代化産業遺産、下にプレートが貼ってありますが、あのプレートを貼ることが指定されたということです。

小野寺委員： 素人なのでよくわからないのですが、I S値が0.76をクリアしているということで、コンクリートの中性化と安全性について、どんな関係があるのか。

コンクリートが中性化していても、I S値がクリアしていたら倒れない、安全だという理解ですか。

PCKK： I S値をやるときに、総合的に建物の劣化というのはI S値を出すときの算定する指標になるんです。ですから、例えば中性化が進んでいけば建物の強度を少し落として計算して、それでI S値を出していますので、全く無関係ではありません。だから、中性化がどんどん進んでいけば、今0.76出ているI S値も下がっているということです。

木田委員： I Sは難しいので、私も何回か聞いたけれどよくわからないのですが、中性化とコンクリート強度の問題ですが、もたせるにはコンクリート強度がどうだということのほうが重要で、中性化のほうはいろんなのを注入すればすぐアルカリになるから大した問題はないと聞いたのですが。

PCKK : 中性化の進行を止めることはできますので、補修でどこまでやるかだと思います。全面的に調査して、どこが問題なのか。そこをすべて注入してやれば止めることはできますが、既に中性化が進んでいるので、それを新しいものには戻せないで、そういう点でのマイナスというか、86年たった劣化の状況というのはどうしてもあります。それを見越した上で耐震補強してIS値を今出しているの、今の状態では一応安全ですということは言えると思います。

木田委員 : 中性化するのは止めればいいわけですよね。だけど、構造物自身のコンクリートというと、かなり補強するのに難しいから、だから、これから改修をする上においてどのようにやったらいいかといったら、コンクリート強度のほうは重要視されるべきであって、中性化のほうはわりに簡単だから誰でもできると、こういうふうに聞いているので、そのところが欠落しているから私は言っています。

PCKK : 強度の話は、1回目に当時の設計強度を持っていることをお話しました。ただし、既に86年たっているの、経年劣化の問題は抱えていると思います。

保科委員 : 今、配らせていただいたものが産業化遺産の文章で、下から22行目に、「常盤小学校や泰明小学校、九段小学校などの小学校」ここだけなんです。これが近代化遺産という、文字が5文字入っている。これが経済産業省のやった近代化遺産ということです。

南委員 : 今日の資料で質問があります。8ページの整備に当たっての課題・方針のところですが、「全面的保存案は、必要な新設建物が既存校舎の延べ床面積の1/2を超えるため、建物の安全性を確認し、建築主事の許可を得る必要があります」とありますが、これというのは新しく作る部分と既存の部分をつなぐことができるかできないかというお話ですか。

PCKK : そうです。

南委員 : 許可を得ればつなげられる？

PCKK : はい。

南委員 : 前は、必ず下からという話でしたよね。

PCKK : 前も、安全性が確かめられればできたのですが、ただ、これだけ古い建物で、図面も構造計算書も何もないということですので、それは調査をして確かめる必要はあると思います。

保科委員 : 補足ですが、建築家協会さんから質問状があつて、今日、最後にその話をしなければいけないのですが、そこでも回答しているのですが、前回の前、今年の9月、建築基準法施行令が一部改正されました。それで、1/2を超えた場合は、今まで接続させるためにはこちらの古いほうを既存不適格という言葉をするのですが、適格にしないというのが今までの施行令の考え方で

す。それが、古いほうが一定の強度の確認が取れば 1/2 を超えてもくっつけていいという改正があったんです。それで、建築家協会さんのほうから、法令が改正されたのでくっつけられるでしょうという質問が来ています。その回答をお示しますが、実は条件がついていまして、既存のこの建物の耐震上、安全性が確保できるという条件付きなんです。今申し上げたのは、詳細な設計図面がそもそも残っていないという状況の中で、今現在この建物に接続して建築許可が下りるかどうかという確認が取れていません。という状況です。その旨の回答を差し上げようと思っている状況です。

木田委員 : 改修するという事は、かなりどうにでもできるということで、部屋も大きくできるし。改修というのは今までかなり見てきているし、内装のやり方の幅というのは非常に広いという状態になっています。ところが、この資料になると、みんなさわれそうもないみたいな形になっているのですが。

ですから、私は、改修案の建物は、今の校舎を全くいじらないということなのか。いじったというのであるなら、かなりここに書いていることが不自然なんです。改築のほうはこれから建てるから何でも言えるんでしょうけれど、改修のほうはどうなんでしょうか。

保科委員 : これは1回目、2回目でパシフィックコンサルタンツさんのほうからご説明しましたが、私どもで申し上げている全面的保存案は、この校舎は残して、体育館棟だけ建て替えるというものです。何度も申し上げているのですが、そもそも壁を抜けるかどうかがわからないという状況です。ですので、基本的にここはもしかすると2方向できるのかもしれませんが、基本的に教室、校長室、職員室はあの大きさとお考えいただいたほうがいいです。むしろ逆に断熱材をつけると小さくなってしまいます。

あと、つけられる設備とつけられない設備があって、防火扉はOKなんですよね。非常用の消火栓は、つけようと思うと、ボックスが出たり、非常用消火栓のための水のパイプを別に引いたり、そういうものが出てきます。エレベーターの設置は無理です。別棟にして。

木田委員 : 改修の案はどうするんだというひな型があったほうがいいと思うんです。改修は、そうになってしまうとほとんど動かせない形で出るけれども、もしかすると設計屋さんだったら全然違うかもしれない。

保科委員 : 昨年1年間かけて基礎調査をやらせていただいた結果では、全面的保存を前提とした場合は、基本的にこの建物は現状のままという考え方です。

木田委員 : 現状のままの形で比較して……。

保科委員 : 現状以上に手を入れることは難しい。

木田委員 : そういう前提？ 実際は違うでしょう？

保科委員 : 詳細な図面もない状況なので、建物の壁を抜くことは物理的にはできるの

ですが、抜くことによって構造躯体にどういう影響が出るかわからない状況です。

木田委員 : ということは、おっしゃっている意味は、今の建築家にはできないということですか。

保科委員 : それを調べなければいけないです。それを調べる作業まで、実際に壁を抜いてというのはしません。

木田委員 : だから、前提では、今の状態の中で比較しているということですよ。

保科委員 : そうです。

木田委員 : 今は基礎だから、建築家に話していないから、このままで比較してしまうわけですよ。それよりちゃんと建築家に話して、どれぐらいいろんなことができるかという案がなければ、なかなか壊すか壊さないかの結論が出しづらい。内部はやらないと、現在の生活では不便だから、でもやれないということとは全然違うからね。それで、やれる案があって、それでもこれじゃあ無理だよというのであれば、それは無理ですよ。改修に固執するわけにもいかないとなりますよ。だけど、それが無いから、どうやって比較しているのかちょっとわからないので。

保科委員 : 少なくとも昨年1年間の調査結果では、建物を竣工したときの図面だとか、当然昔のことですから、細かな構造計算をしているわけでもない。ですから、もしそこまでやるとすれば、かなりの時間とお金をかけて構造から全部調べなければいけないという作業が必要になります。

木田委員 : それは建築家がやるんじゃないですか。

保科委員 : 建築家がやるのですが、そのためには当然お金と時間をかけなければいけない。昨年の調査も区で予算を取って、約1年かけていたしました。それをさらにやるとなると、これはまた予算取りをしてやらないと無理だと思います。

木田委員 : いや、そうじゃないでしょう。建築の費用ですよ。今の構造のやつで建築なんかできませんよ。怖くてそんなもの。彼らは絶対自分でやりますよ。建てるんですから。下の調査はどうであろうかとやるんですが、上のほうは入札するときには必ず自分で調査をいろいろするなりの費用を入れて、それで入札します。そのときに、建築が落札するんです。建築を募集するわけでしょう？ 区が募集して、落札しますよね。その落札価格というのは、残す場合であったならば、図面もないのだから、必ず1回調べて、調べる費用を入れて、それでいくらだというふうに応札するわけでしょう？

保科委員 : すみません、今は多分建築工事のお話をされていると思うのですが、区の建物を建てるときは、通常、基本設計といって概略設計をします。例えばここに教室を何部屋ぐらい必要で。それが通常1年ぐらいかかります。その後、

細かな構造計算を含めて、費用の積算、実施設計をやります。それは通常、このぐらいの建物だと1年ぐらいかかり、合わせて2年ぐらいかけて細かな設計をします。実施設計をすると図書だけで図面が400枚ぐらいになり、その図書をもって、入札にかけるんです。

木田委員： 初めに区としてはやらなくちゃいけないんですね。

保科委員： そうです。ですから、具体的な仕様を固めてやらないといけません。そこまで作って、初めて今度は設計会社さんではなくて、建設工事会社になります。もし全面的保存と仮定すると、細かな調査をして、壁が抜けるかどうかという設計をしなければいけないですね。

木田委員： 区でやるわけですか。

保科委員： もちろん。

木田委員： それじゃ、向こうはやらないんですね。

保科委員： やりません。向こうはでき上がった設計図書をもとに積算をするんです。

木田委員： それは経費の中に入らないので、区でやったやつを全面的に信用して、それでやるわけですか。

保科委員： 設計会社と工事会社は全く別の会社です。例えば今回はパシフィックコンサルタンツさんに基本調査をやっていただきましたが、区のほうの入札条件の中で、パシフィックコンサルタンツさんは設計に入れません。それは設計のときに有利になってしまいますから。これだけ調べていますから。ですから、全くゼロの状態です。設計図書をベースにして、今度は入札で工事会社を選びます。今後、大きなステップとしては、基本設計、実施設計、工事と大きく3つステップがあるということになります。

木田委員： 設計は区のお金は出ていかないんですね。

保科委員： 設計から全部区のお金です。区立の建物ですので、調査も区、設計も区、建設も区、すべて区の税金でやらなければいけない。ですから、通常、区がこういう協議会でご意見をいただきながら設計を固めます。具体的な教室の配置とか、そういうのを決めます。

池田副会長： その話をしていると、もう2人で話しているような感じになってしまいますので、ほかの方の意見も聞きたいと思います。

國岡委員： 復興小学校としての歴史的価値という視点が今回の資料で初めて出てきたので、なぜ保存しなければいけないのかというところの議論というのは、この協議会ではあまりされていなかったというのは確かにあると思います。それがなぜなのかというと、やはりなかなか数値化できない部分というのが大きいと思います。古い建物に入ってきたときに感じるほっとした気持ちとか、懐かしいような気持ちとか、安心感というか、そういう数値では測ることのできないものというのが恐らく保存したいという気持ちを持つ方たちには強

くあるのかなという感じがいたします。

今回、区のほうで示された案に全面的保存案と復元的保存案の 2 つしかなかったということで、保護者の間からは、どうしてこれに全く新しい建物を建てるという第 3 案がないのかという意見も実はありました。でもそれは、見慣れた、東郷公園から連なる一連の景色の中にほっとする九段小の懐かしい建物がある風景というのをこのまま残したいという配慮の表れなのかなということで私たちは解釈していました。みんなこの校舎のことを愛する気持ちは同じというか、そういったものが底辺にある上での協議という上でこういった 2 案が上がってきたのかなということで解釈しております。

このようにいろんな人に愛されている校舎ですので、建築家協会さんであるとか、あとは、8 日の東京新聞に、建築家学会関東支部さんからも要望書が上がってきたということで載っていたのですが、建築に関心のある方はみんなこの学校の行く末を注視している状況なのですけれどもそういった要望書とかを見ていて、皆さん建物のことはすごく気にかけてくださっているのですが、それを使って中で暮らしている人たちの視点が全く欠けているなというのがすごく感じました。結局教育施設であるという論点が全く抜け落ちている。要望書を見ましても、すごく貴重な建物で、復興小学校の初期の意匠がそのまま残っている非常に数の少ない例であるという、そこだけなんです、皆さんがおっしゃるのは。ただ、実際に今生徒たちが入って暮らしていて、隙間風が来て、寒くて、みんなぶるぶる震えて授業を受けているという、そういった現状があるのですが、そういったところで教育施設であるというもう 1 つの側面が抜けているなというのをすごく感じます。

もし保存しなければいけないということであれば、教育的側面から、そういう古い建物が、例えば子どもの心理にすごく安心感を与えて、教育学的にも非常に効果があるというか、そういった側面を申ししてくれるのであれば、保護者の立場からも、それは一理あるなということで聞く耳を持つというか、そういうところが出てくると思うのですが、皆さん結局は人はそっちのけで、建物のことばかりをおっしゃる感じがしまして、それでちょっとどうなのかなというのはすごく感じるどころです。

木田委員 : 我々も、若い人に意見を聞き始めて、22 歳から 49 歳までの間で、まず最初、下のほうからやったのですが、60 人にやって、18 人返ってきたけれど、今の人たちはしっかりしているから、いろんな本当に勉強になるような意見が多いです。教育の問題も入っているし、自分たちがいたときにどういう感覚で思っていて、外に出たらどうだったかがね。だから、参加したいとか、いろんな人がいるけれどね。そういう熱心というか、多様な意見がある。懐かしいというだけじゃ全然ないですね。理論的に書かれています。教育もあるし。

その教育が昔の建物から子どもに受ける心理的な何がどうかとか、そんなことを書かれていてね。それは数値にはできないけれど、それがちょっと問題ですけれどね。

國岡委員 : やはりそういったもので教育的な効果という項目をもし上げてきてくださるなら良いですけれども、やっぱり安全が一番大事なので。そうすると、結局保存するというのを優先するがために安全面をいささかでもおろそかにされたくないんですね。そこが一番の願いなので。

木田委員 : 安全は、それは建築屋さん聞いたほうがいいです。建築さんははっきり言っているから。それで、もっと質問して、本当なのかということと、どうすることで安全にさせられるのかとか、いろんな案を持っていますし、耐震の問題もそうですし、下に丸太なんかが入っているんでしょう？ そういうのはこういうやり方があればいいとか、いろんなことは専門家が持っているから、我々は聞く側で、質問する側であってね。

加藤委員 : 質問なのですが、この建物が歴史的に大変価値があるということで、現状、確かに目に見えて問題があるというわけではないという結果で、今回の話し合いがもし全面的保存で終わった場合、この建物を残すということになった場合は、今後、10年ぐらいいいとしても、50年たてばそれだけさらに価値が上がり、100年たてばさらに価値が上がると思います。今後、ここがひび割れてきて、もう限界ですというところまで子どもたちに我慢をさせるのか。次はどうするのかというのが非常に。今はよくても、さらに価値が出てくる中、どうなれば全面的保存をしないで建て替えようという意見になるのかというのもとても知りたいし、もしもこれを残すのであれば、今後定期的に、毎年コア抜き調査を本当にしてくださるのか。そこがとても気になるのですが。どなたに聞けばいいですか。

保科委員 : 区のほうでも、区の施設は定期的というわけではないのですが、耐震診断はやっています。当初、平成8年にやって、その後、やっているところもあるのですが、ここの九段も当初8年にやって、そのときは大丈夫だったんですが、その後、22年にやったら、改修せざるを得なくなりました。

加藤委員 : 十何年あいているという。

保科委員 : 当然建物ですから、年数がたてば経年劣化します。これは建築協会さんはじめ、建築学会さんがいろいろおっしゃっているかもしれませんが、要するに建物は人が作ったものですから、いつまでもつかということは恐らく誰も言えないんですね。

加藤委員 : 保護者としては、どこまでもたせればいいんですかと逆に伺いたいのですが。どこまで残せば満足というか。

保科委員 : 國岡さんからもお話がありましたとおり、私は建築学会さんのときは要望

をいただくときに立ち合わせていただきましたが、使っている人とか、子どもの教育環境という話は一切ありませんでした。建物が歴史的に価値があるからぜひ保存に向けて検討してくださいという、そういうお話だけでした。ですので、じゃあいつまでもつんですかというのは……。

加藤委員 : ぜひそこを伺ってほしいというか。

保科委員 : ただ、1つ、今日の資料にも入れさせていただいたのですが、中性化の話はかなりご心配されていました。それは私も聞いていて思いました。

建築学会さんのほうは、今日の4ページに書かせていただきましたが、上の欄の2つ目、同時に建築学会さんのほうで望ましい目標耐用年数というのが出ていまして、鉄筋コンクリート造学校の場合、普通品質で50年から80年と言われていています。高品質で80年から120年。この建物は既に86年たっていますので、普通品質だとすると、既に耐用年数を超えています。高品質だとしてもあと34年で耐用年数を超えます。これは1回目の協議会でしたか。今コンクリートが開発されて100年程度ですので、現に120年超えた建物は無いんですね。

南委員 : この建物が躯体的には大丈夫だということはわかったのですが、前回の協議会で先生方から近代的な教育課題があるということと、この土曜日に幼稚園のPTAのほうで防災について2人で学んできましたけれども、電気が全部落ちた状態で、これだけ廊下にいろいろなものが置いてあるところを子どもや避難してきた方を誘導するというのはほとんど不可能かなと思います。いざというときに子どもの命を守るということはその場にいる教師の一瞬の判断だと思うんです。大阪の池田小学校でも、この間の震災の大川小学校でも。ですので、先生方の判断に狂いが出るような見通しの悪いものはできるだけなくすというのが学校整備のあり方かなと思います。ですので、使えるけれども使い勝手が悪いというものは改善していく必要があるのかなと私は感じます。これは個人の委員としての意見です。

池田副会長 : 校長先生のほうはどうでしょうか。

鈴木委員 : 学校として、教育環境のあり方として今課題であるということは述べましたし、議事録にも出ていると思いますので申し上げたとおりです。今南委員がおっしゃったことも課題です。1階を見ていただければわかるのですが、廊下にコピー機から何から多数置いてある。これはまさに安全を求められたときにいかなものかということはいつも気にしています。例えばこの部屋1つにしても、これはまた改修の方法によって変わってくるのでしょうかけれども、避難経路が1カ所しかない。そこで我々は日々授業をしている。これは非常にリスクーといえますか、そういうことをいつも気にしながら授業をしているわけです。そこは改修のほうはどうなるにしても、やはり改善してい

ただきたいところの要因であります。

あと、授業等の今日的課題というのは、本当にここ十数年で大きく変わってしまっていて、パソコン室がないという話を申し上げましたが、20年前はパソコンなんてそんなになかったんですよ。ここ最近、逆にできて当たり前です。そういったものがなかなか使いにくいというのも今の子どもたちにとってどうなのかなということですか、教室を、例えば学年を2クラスしかないものを3つに分けて授業していくというのも20年前はなかったわけで、今はそれが求められているわけなんです。求められていることがやりにくいというのは、ちょっと子どもに不利益をもたらしているのかなということもありますので、改修の方策がどうであるにしろ、やはりここは一義的には学校施設でありますので、少しでも教育環境の確保に不利益を及ぼすことを子どもや保護者には申し訳ないという気持ちは、いくら我々が努力しても、そこは物理的に解決しがたい部分ですので、改修の方向性はどうかであるにしろ、少しでもそこは改善していただきたいと思っております。

鈴木委員： お聞きしたいのですが、今度もし建物を新しく建てたとして、どのぐらいの生徒さんの数にするのか。例えば麴町中学の場合ですと1クラス30人、1学年が4クラスで360人というのか、1年から6年までと幼稚園を全部入れて300人ぐらいで押さえるのか。この建物をそのまま保存するのであったら、大きくできないのであれば、逆に生徒さんの数をうんと減らして、それこそいろんなものを置けるようにするのか。少ない人数でやったほうがいいのか。大きい人数で、大きい建物をちゃんとして、しっかりしたものでやるのか、そういう部分があるのだらうと思います。

というのは、子どもたちの学力が伸びるためには、ある程度的人数がいないと競争しないから伸びていきません。これはスポーツの世界でも絶対。だから、日本のスポーツは1億分の1ですが、中国の選手だと13億分の1になるわけです。どちらが強い人間が出てくるか。そういったことも考えて、今度もし新しくした場合、1クラス、今25人とか30人いますから、1学年2クラス、3クラス、そうした場合、幼稚園も考えたら、今の校舎ではどうにもおさまらないわけです。もしこのまま押さえるのだったら、逆に絞るしかないわけです。じゃあどっちがいいかという問題も多分出てきます。

保科委員： その点に関しては、千代田区教育委員会として、小学校は最低2クラス欲しいということでやっています。これはお隣の麴町小学校、一昨年できた富士見小学校もそうですが、小学校は2クラス編成で12クラス。

鈴木委員： 1クラス何人ですか。

保科委員： 1クラス、今40名なのですが、一昨年から1年生だけ35人。今年は2年生も35人になりました。ですので、基本は小学校12クラス。プラス、幼稚園

は1クラス35人です。3、4、5歳児ですので、105人という数字。これは最低限考えています。

これプラス、今の学校は、先ほど校長先生からお話がありましたが、コンピュータ教室を作るとか、多目的室を作るとか、そういう諸室と言われているものを整備する。そうすると、大体延べ床面積約8000㎡程度必要で、これは前回以前からずっとお話ししている状況です。これが1つの目安になっています。今現在、この建物は校舎だけで約3600㎡。ですので、約倍のスペースが必要ということです。

杉本委員：生徒数というのはあくまでも地元の生徒だけではなくて、学区外から？  
保科委員：区域外ということですね。それは千代田区教育委員会のほうに協議をさせていただいて、2クラス編成ですので、当然区民の皆さんを先に話をさせていただきますので、その後、余裕があれば、相手方の居住地の教育委員会と協議してということになりますので。

杉本委員：現在ほどのぐらいの割合ですか。

鈴木委員：千代田区全体のことはわからないのですが、本校としては少ない。

鈴木委員：千代田小学校なんかですと、逆に1学年募集したら3人とか5人とか。現実にはそういうことです。

細内委員：この辺は違います。人口が増えています。ということは、今まで500坪ぐらいのお屋敷を持っていらっしゃった方が、それをマンションにしています。基本的に人口が増えています。ワンルームマンションと違って、家族が増えていますから、したがって子どもも増えているわけです。それで、やはりどうしても今、この校舎を残したいという気持ちがあるにも関わらず、このままであったならば、地元希望を取り入れるだけでも不可能です。地元としては、学校の生徒たちもそうですし、地元の住民、この周りの方たちにも一緒に活用させていただきたい。

例えば避難訓練という訓練だけしているんです。実際に、3.11もそうですが、あの時間に地震が起きたときには、学校としては門を閉めざるを得ないと思います。生徒さんの安全が大事ですから。ところが、形としては、地域の避難所になっているわけです。避難してきても入れないわけです。これが現状です。やはりキャパ自体を増やさないと両方の需要には耐えられない。消防署としては避難所に避難しなさいと言うんですが、避難所に避難できないのが現状です。区の避難所はここなんですね。ですから、そういう現状をいろいろ考えていただいた上で、ここはやはりどうしても教室を増やさないと、いろいろな面で足りないと思います。

建物を残したい人たちはそういうことまで考えていただいているのでしょうか、地域の現状を。

木田委員 : 現状をちゃんと把握して、それを出しているんです。できるかできないかをやらしてもらえばいいわけでしょう。できなかつたら、なしじゃない。

細内委員 : 現状の形を残した上で、地元の希望をそっくりどこに作るか。それを提案していただいた上で、こうしたほうが良いということであれば、この形を残すことは、非常に嬉しいことなのですが、問題は、プラス、今使っている人たちの安心・安全、これをどう考えていただいているのか。飾り物ではないんですから。建築協会とかいろいろ。その方たちに、今の我々の現状を聞いていただいて、それでもこのままでできると。それを提案していただけるならば残すに越したことはないですよ。ところが、現状は、潰さざるを得ないような現状じゃないですか、小学校にしても、生徒さんのために数が足りない、教室も足りない、いろいろ設備が足りない。そこへ来て、地元の避難所としての、これは名前だけの避難所であって、訓練だけさせられても、実際に避難できないようなところで訓練してどうするんですか。

木田委員 : パシコンさんの回答書で出してくれましたよね。調査結果。その調査結果の中には部屋とか人数は書いてありましたか。

保科委員 : 比較案 2 案を作るときに、前提条件として、小学校は各学年 2 クラス、12 クラス編成、幼稚園を作りますという、それは大前提条件です。

池田副会長 : 結局壊して新しく建て直すか、この形をそっくり残してやるか、どちらかしかないわけでしょう？ 建築学会さんからは、これをそっくり残せという要望が出ているわけですよ。

木田委員 : 残せとは言っていないけれども。そんな大きなことは言えない。

池田副会長 : 役所のほうへの質問状というのは、残せと言っているんですか。

保科委員 : 経過から申し上げますと、前回の最後にお配りした建築家協会さんから保存の要望書がありました。その後、また別の団体ですが、建築学会から同じような中身の要望がありました。さらにその後、当初いただいた建築家協会さんからの質問状。ですから、来たのが 3 通。相手方、主体は 2 通です。

池田副会長 : 質問状は、いかに学校の現状の子どもたちが苦しいとか、地域の避難所になっているとか、そういうことは全然関係ないで、建物だけを保存してくれという話で、現実的な問題ではないんですよ。

保科委員 : おっしゃるとおりです。両方とも、建築家協会さんも、建築学会さんも、この建物が歴史的に貴重だから残したいと。

池田副会長 : 貴重だから残せというだけであって、実際に使っている人の使い勝手とか、いかに不便だというのは全然考慮していない。自分たちの考えだけで言っている。

(配布)

辰島課長 : 今お手元に 2 種類のプリントを配らせていただいております。日付が 11 月

9日と書いてあるほうは社団法人日本建築家協会から、九段小学校・幼稚園施設整備計画について参考となる保存・活用参考事例と、九段小学校・幼稚園施設整備計画の公開資料等についての質疑書が提出されました。

もう1つ、11月14日と書いてある日付のほうですが、こちらはまた別の団体、一般社団法人日本建築学会から、千代田区立九段小学校校舎の保存・活用に関する要望書が提出されておりますので、併せてお配りさせていただきます。

先ほど委員さんの中でお話がありましたが、11月14日に建築学会から要望書が提出されたことが8日の東京新聞に掲載されていたというところがございます。

11月9日付のほうの質疑書ですが、ホームページで公開しております本協議会の資料の内容等についての質疑で、こちらについては回答を求められております。今回、区として回答書を作成しましたので、その概要について説明させていただきたいと思っております。

細かい内容は後ほどご一読いただくことにさせていただいて、概略ということで、1点目は、今年9月の建築基準法の改正によりまして、増築部分が既存校舎の1/2を超えても接続できるのではないかというご質問でした。法改正の内容としてはご質問のとおりなのですが、改正後の条文に「地震その他の振動及び衝撃による既存建築物の倒壊の恐れがない場合」と限定されておりました、築86年経過した建物の耐久性に問題がある旨を回答させていただいております。

2点目ですが、こちらはコンクリートの中性化等についてのご質問ということで、こちらにつきましては、調査結果の数値等をお示ししまして、中性化が着実に進行している旨を回答させていただいております。

3点目が、階段の蹴上げが設計図面と違うのではないかというご質問でした。こちらは実測の結果である旨を回答させていただいております。

4点目ですが、教室等の採光面積について、こちらは採光補正係数3を掛けると既存不適格にならないというご質問なのですが、建築基準法上はご質問のとおりなのですが、採光というものは教室の明るさに直結するため、できる限り採光を確保したい旨を回答させていただいております。

5点目ですが、建物の東側の道路斜線制限の制約が緩やかではないかという質問でした。これにつきましては、今回のシミュレーションについてはあくまで現状を前提としたもので、さまざまな規制がございます、詳細につきましては今後の検討である旨を回答させていただいております。

6点目が、教室の面積についてのご質問になります。九段小学校の現状は、比較モデルとしておりますのは麴町小学校の対比でご回答をさせていただい

ているところでございます。

この文書につきましては、いずれも復興小学校としての歴史的価値を最大限に考慮した保存、改修の検討について要望するものではございますが、九段小学校・幼稚園の整備につきましては、現在、協議会を設置して検討中であるということ、それから、子どもたちの良好な教育環境整備の視点、災害時にも強く、お子様はもとより、地域にお住まいの区民の皆さんを含めた安全・安心の視点が整備の重要な検討の視点となっていることを申し添えさせていただきます。

建築学会のほうは、11月14日付で、千代田区立九段小学校校舎の保存・活用に関する要望書ということでございます。九段小学校校舎についての見解ということで、建築学会のほうで復興校舎であることの重要性ですとか、あるいは歴史的価値を踏まえているといった考え方を述べているものでございます。

吉野委員： 不勉強で申し訳ないのですが、日本建築学会と日本建築家協会は位置づけ的にどのような形なのでしょう。連携しているような団体なのでしょう。

辰島課長： 連携しているようには見えないのですが、それぞれの協会さんのほうでホームページ等を立ち上げていまして、協会さんごとに活動の内容については公開されており、別々に要望書は出されています。

保科委員： 私が承ったときは、建築学会さんの関東支部長の名前で来ているのですが、実際持ってこられたのは大学の教授の方でして、もう1つの建築家協会さんのほうは、まさに個別に建築事務所を経営されている方などの集まりです。

杉本委員： 生徒の数ですが、今後、時代的には少子化ということで、少子化の現状があります。千代田区の小学校に関しましてはどうなのでしょう。人口が増えているということもありまして、九段小の場合は、現在の人口予測で、それをある程度基準に考えていらっしゃるのですか。

保科委員： まさに子どもの数、今少子高齢化と言われていまして、どんどん出生数が減っているとかが言われていますが、千代田区のここ10年ぐらいの傾向だけ申し上げますと、0～5歳児、就学前の子どもは10年前の1.5倍になっております。同時に、6歳～11歳の小学校の学齢期の子どもは1.2倍になっています。今現在も増えています。今後、国も子ども手当等々、いわゆる子育てしやすいまちづくりをしようということで一生懸命取り組んでいるわけです。この辺の施策の効果がどのように表れるか、これはまさにわからないところですが、私どもは今現在、緩やかですが、今後とも千代田区の子どもの人口は増えていくだろうと推計をしています。ただ、これが30年後、40年後、50年後までどうなのかというところはわかりません。

細内委員： ここ10年の現状を言いますと、先ほど申し上げたように、大体500坪前後

のお屋敷をお持ちの方たちが、マンションに変わっているわけです。これが1世帯だったのが100世帯以上の大きな建物がどんどん増えているわけです。

神田地区と違うのは、神田地区は建築になると、それが全部オフィスとか、商用地になる。こちらは住宅になっています。人口はどんどん増えてきています。その辺のところを考えていただいた上で、学校もそうですけれども、地元の避難所として指定されるのであればね。

非常に矛盾しているのは、区のほうはこの辺の建っているマンションは、避難所へ行くよりは、自分のマンションにいなさい、あるいは自分の建物にいなさいというのが現状です。ところが、消防署は違い避難所は九段小ですと。100世帯以上いるマンションで避難訓練をやったときの消防署の見解は、ここの人たちも避難所は九段小ですと。そうすると、そのマンションの人たちが一気に九段小に、どこに避難できるんですか。答えられないんです。決まりは決まりなんですね。現状を把握していない机上の空論でしかない。それが現状です。千代田区は人口が減っているというイメージで考えられますと、ちょっとこの地域は違うということをご理解いただきたいと思います。

杉田委員： 現実には、私は四番町ですが、九段小学校の学区内にあと2年ぐらいたつと、前田建設さんが九段2丁目に作っているので、戸数だけ行くと400戸以上、学区内に増えるはずですよ。四番町はかなり番町や区域外に行ってしまう子もいますが、まともにこっちに来たら確実に小学校はパンクしてしまいます。現実には夏休みのラジオ体操会をやると子どもさんはずいぶん増えていきます。その点を考えると、多分この小学校は地元の子もだけで満杯になってしまうのではないかという気はします。

南委員： 今後のスケジュールは、あと1回、今年度あるのですが、どのような？

池田副会長： これは協議会ですから、皆さんのご意見を伺って、それでまた協議をして行きます。次で打ち切りですというわけにはいかないです。皆さんもいろんな意見がありますから。今日も建築学会のほうに、我々の現状を知ってもらっての意見かどうかということを書いてもらわないとしようがない。

南委員： 新しい資料が次のときに出てくるとしたら、またそれを私たちは保護者に周知して、意見を取ってというと、今年度中に結論が出せないということですね。

保科委員： 次回、年明け2月末以降で5回目を開かせていただきたいと思います。年度内に開くのは日程的にそれが限界です。もし5回目で一定の方向性があれば、今度は基本設計というステップになります。そうなれば、今度は間隔が開けられるので、お願いしてから多分すぐには物が上がってきませんので、それをベースに今度はご議論いただくという形ができるのですが、もし5回目で不足だということになれば、引き続き25年度、何回やるかわかりません

が、やらなければいけないということです。

今私どものほうで喫緊の問題というのが、全面的保存、復元的保存、どちらか。その大きな方向性だけなんです。例えば復元的保存であれば、具体的に設計に入れます。先ほど木田さんからありましたように、もしここを残すということになった場合に、今度はこの建物が使えるかどうかという細かな調査をするという別のステップが入ってきてしまい来年の基本設計ができなくなります。このぐらいの規模であれば、設計で2年程度、工事が通常3年ぐらいかかりますので、それが後ろに遅れてしまうということになります。その辺の判断は、次回か、遅くとも25年度の早い時期にしないと、どんどん遅くなってしまいます。

小野寺委員： 全面的保存と復元、改築は全部OK。全面的保存は必要がありますというトーンで書いてあるので、全面的保存ではできませんよという論拠が出てくれば必然的にそうなるはずなんですよ。さっきから子どもさんが増えるとおっしゃっていますが、不自由な校舎になって、九段小の人气がなくなって、万が一廃校になってしまったら元も子もない話であって。あと1つは、数年後かに噂をされている東京湾直下の地震、これに間に合わないと思うのか。そういう意味では、早め早めの判断も必要なのかなという気がします。

保科委員： 今の件につきましては、私ども教育委員会も申し訳なかったのですが、実は改築の順番からすればもっと早い時期に九段小学校・幼稚園は計画に乗らなければいけなかったのですが、建物の歴史的価値についての見解が分かれてしまうんですね。いつかの時点で踏ん切りをつけないことには先に進まなくなってしまう。

今現在、千代田区で、まだ改築ができていない学校は、お茶の水小学校、番町小学校、だけです。お茶の水と番町は昭和40年代の建物です。お茶の水小学校はエレベーターも当然ついている学校です。ですから、3校しかないという中で、今回、九段小学校・幼稚園をやろうということになりました。私の口から言うのも申し訳ありませんが、いつかの時点で踏ん切らないと、次のステップに進めないということです。今日もご意見を頂戴しましたので、今日のご意見を踏まえた形の資料を次回なるべく早い段階でお配りさせていただきます。来年の最後の5回目で一定の結論が出れば、25年度早々に私どものほうで設計費を取らせていただきまして、具体的な中身の話をしていただければありがたいと思います。ですから、もし不足の資料等がありましたら、ファックスでも電話でも結構ですので、言っていただければ、その資料を作らせていただいて、早めに郵送で送らせていただきます。

池田副会長： 今日は30分も時間が延びてしまって申し訳ありません。次回の5回目に結

論を出していただければと思います。田中会長には報告事項として申し上げたいと思います。

本日はどうも長らく皆さんにご協議願いまして、ありがとうございました。次回、九段小学校と幼稚園がますますよくなるような形で皆さんのご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

以上